

## 令和4年度隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定 概要

千葉県的一般入学者選抜と、茨城県の一般入学及び埼玉県の一般募集との併願はできない。

### 茨城県との細部協定概要

	茨城県（千葉 茨城）	千葉県（茨城 千葉）
対象地域 (=隣接学区)	旧第3学区	第4学区の一部(旧第6学区) 第5学区(旧第6及び第7学区) 第6学区の一部(旧第7学区)
対象校は 別紙参照	旧第4学区 旧第5学区	第3学区(旧第4学区) 第4学区(旧第5学区及び旧第6学区の一部) 第5学区の一部(旧第6学区) 第3学区(旧第4学区)
制限対象学科	全日制及び定時制(午前の部、午後の部)の普通科	全ての学科
制限比率 (=入学できる 生徒数比率)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各校の普通科の募集定員の30%以内</li> <li>・すべての隣接県からの入学できる生徒数は、募集定員の30%以内</li> <li>・一般入学(1次募集)で定員に満たない場合は、第2次募集で30%を超えることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校の各学科の募集定員の30%以内</li> <li>・茨城・埼玉両県から合わせて各学校の募集定員の30%以内</li> <li>・一般入学者選抜で定員に満たない場合でも、第2次募集で30%を超えることはできない。</li> </ul>

千葉県の高校に志願できるのは、対象地域内に居住しかつ同地域内の中学校を卒業(卒業見込み)の者。

茨城県の一般入学を受検した場合、千葉県の第2次募集は併願になってしまうため志願できない。

茨城県居住者は、千葉県の追加募集は志願できない。

### 埼玉県との細部協定概要

	埼玉県（千葉 埼玉）	千葉県（埼玉 千葉）
対象地域 (=隣接学区) 対象校は 別紙参照	旧第8学区南部 旧第8学区北部	浦安市、市川市、松戸市及び第3学区 第3学区
制限対象学科	全日制的全ての学科 定時制の昼間部(部)の学科	全日制的全ての学科 定時制の午前部・午後部の学科
制限比率 (入学できる 生徒数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全日制は各学校のそれぞれの学科の募集定員の10%以内</li> <li>・定時制は当該校の全日制及び定時制昼間部(部)の学科の募集定員の合計の10%にあたる人数から、全日制的入学する生徒数を除いた人数以内</li> <li>・全ての隣接県からの入学できる生徒数は、募集定員の10%以内</li> <li>・入学志願者数が募集定員に満たない場合は10%を超えることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全日制は各学校のそれぞれの学科の募集定員の10%以内</li> <li>・定時制は当該校の午前部及び午後部の学科の募集定員の合計の10%以内</li> <li>・茨城・埼玉両県からあわせて各学校の募集定員の30%以内</li> <li>・入学志願者数が募集定員に満たない場合は10%を超えることができるが、両県を合わせて30%を超えることはできない</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県の一般入学者選抜を受検した場合、埼玉県の欠員補充は志願できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県入学者選抜を受検した場合、千葉県の第2次募集に志願できない</li> <li>・定時制の追加募集は志願できない</li> </ul>

### 制限比率についての具体例

本県A高校全日制普通科の募集定員を100人とした場合の隣接県からの入学者数の上限

A高校の所在学区	隣接県	制限内容
第4、5学区(旧第5~7学区)	茨城県	茨城県からの入学者は30人以内
第3学区(旧第4学区)	茨城県及び 埼玉県	茨城・埼玉両県からの入学者は、あわせて30人以内 ただし、埼玉県からは、その30人のうち原則10人以内
浦安市、市川市、松戸市	埼玉県	埼玉県からの入学者は原則10人以内

第3学区(旧第4学区)について

- ・埼玉県からの入学者が8人だった場合は、茨城県からは2人まで入学させることができる。
- ・茨城県からの入学者が18人で入学志願者数が募集人員に満たない場合は、埼玉県から12人まで入学させることができる。